



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- \*339 和歌山県白梅賞規程（昭和48年和歌山県告示第955号）の一部改正（福祉保健総務課）..... 1
- \*340 和歌山県医学研究奨励賞規程（昭和46年和歌山県告示第161号）の一部改正（医務課）..... 1
- \*341 和歌山県ナース章授与規程（昭和45年和歌山県告示第514号）の一部改正（ 〃 ）..... 1
- \*342 和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定（果樹園芸課）..... 2
- \*343 和歌山県スポーツ賞規程（昭和37年和歌山県告示第125号）の廃止（教育委員会）..... 2

### ○ 教育委員会告示

- \*1 和歌山県スポーツ賞表彰規程 ..... 2

## 告 示

### 和歌山県告示第339号

和歌山県白梅賞規程（昭和48年和歌山県告示第955号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第2条第2項中「さかのぼって」を「遡って」に改める。

第3条を削る。

第4条中「選考委員会」を「白梅賞受賞者選考委員会」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

### 和歌山県告示第340号

和歌山県医学研究奨励賞規程（昭和46年和歌山県告示第161号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1条中「つとめ」を「努め」に改める。

第3条を削る。

第4条中「委員会」を「和歌山県医学研究奨励賞選考委員会」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

### 和歌山県告示第341号

和歌山県ナース章授与規程（昭和45年和歌山県告示第514号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第2条中「行なう」を「行う」に改める。

第3条を削る。

第4条中「ナース章選考委員会」を「和歌山県ナース章選考委員会」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

#### 和歌山県告示342号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例（平成25年和歌山県条例第16号）第7条第1項に規定する知事が定める県外の区域を次のとおり定め、平成25年4月21日から施行する。

平成25年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

次の表に掲げる市町村（特別区を含む。）の区域のうち、プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成22年農林水産省令第4号）第2条に規定する防除区域を除いた区域とする。

都道府県	市町村（特別区を含む。）
茨城県	水戸市及び古河市
埼玉県	飯能市、入間市及び新座市
東京都	足立区、八王子市、昭島市、小平市、福生市、羽村市及び奥多摩町
滋賀県	長浜市
大阪府	吹田市及び泉佐野市
兵庫県	尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町
奈良県	奈良市及び桜井市

#### 和歌山県告示第343号

昭和37年和歌山県告示第125号（和歌山県スポーツ賞規程）は、廃止する。

平成25年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 教育委員会告示

#### 和歌山県教育委員会告示第1号

和歌山県スポーツ賞表彰規程を次のように定める。

平成25年3月22日

和歌山県教育委員会委員長 山 下 郁 夫

和歌山県スポーツ賞表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県のスポーツ水準の向上及びスポーツの振興に貢献し、その功績著しい個人又は団体に対する表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ栄誉賞
- (2) スポーツ功労賞
- (3) スポーツ優秀指導者賞

(4) スポーツ顕賞

(5) スポーツ賞

(6) スポーツ奨励賞

2 スポーツ栄誉賞は、スポーツ水準の向上とスポーツの振興に特に貢献し、その功績極めて著しくスポーツ栄誉賞に値すると認められる個人又は団体に対して授与する。

3 スポーツ功労賞は、スポーツの振興に貢献し、その功労著しくスポーツ功労賞に値すると認められる個人又は団体に対して授与する。

4 スポーツ優秀指導者賞は、優秀なスポーツ選手の育成に尽力し、スポーツの振興に貢献したと認められる個人に対して授与する。

5 スポーツ顕賞は、国際的なスポーツ大会に出場して、優秀な成績を挙げ、スポーツ顕賞に値すると認められる個人又は団体に対して授与する。

6 スポーツ賞は、全国的規模のスポーツ大会に出場して、特に優秀な成績を挙げ、スポーツ賞に値すると認められる個人又は団体に対して授与する。

7 スポーツ奨励賞は、全国的規模のスポーツ大会に出場して、優秀な成績を挙げ、スポーツ奨励賞に値すると認められる個人又は団体に対して授与する。

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者は、和歌山県スポーツ賞選考委員会の審議を経て教育委員会が決定するものとする。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、知事が行うものとする。

2 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

3 表彰には、副賞を付与することができる。

(追彰)

第5条 第2条第2項から第7項までに該当する個人又は団体を構成する者が死亡したときは追彰することができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年3月22日から施行する。